

京都市告示第153号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年5月1日

京都市長 松井 孝治

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 点 終 点
1	大塚水0024号	旧	(起点) 山科区大塚野溝町47番地の1地先 (終点) 山科区大塚野溝町62番地地先
		新	(起点) 山科区大塚野溝町47番地の1地先 (終点) 山科区大塚野溝町48番地の10地先
2	大塚水0026号	旧	(起点) 山科区大塚野溝町47番地の1地先 (終点) 山科区大塚野溝町62番地地先
		新	(起点) 山科区大塚野溝町54番地の3地先 (終点) 山科区大塚野溝町62番地地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)